

3. 保育施設を選ぶにあたって

事前に保育施設の見学をお勧めします

大切なお子さんをお預かりする場所です。
保育施設は保育方針や雰囲気、園庭や駐車場の有無など様々です。
お子さんに合った保育施設を選択されることをお勧めします。

保育料や給食費のほかに諸経費がかかります

保護者会費、教材費、園外活動費、施設費などがかかります。
くわしくは各施設へお問い合わせください。

保育料は保護者の住民税額で決定します

保育料は保護者の市町村民税所得割額と世帯の状況で決定
します。

4. 入所申込みの注意点

◆共通◆

- ・ 就労証明書は事業所の担当者に記入してもらってください。記載内容について勤務先に問い合わせることがあります。

◆那覇市が選考をおこなう施設◆

- ・ 保育所等は、面積や保育士数、在園児の状況等により受入人数を決定し、新規の受入が可能と判断された場合のみ選考を行いますので、希望した月に入所できるとは限りません。
- ・ 入所できなかった場合は申込有効期限内(最長で年度内まで)で選考が継続されます。次年度4月以降も入所申込を希望する場合は、改めて申込みが必要です。
- ・ 申込の有効期限は保護者の「保育を必要とする事由」によって異なります。
求職活動や妊娠・出産、雇用期間の定めのある就労等の期限付き書類にて申込みした場合、有効期限後は選考対象外となります。引き続き選考を希望する場合は、有効期限が切れる月の申込受付締切日まで
に改めて要件書類をご提出ください。
(例) 事由：求職活動、4月入所希望で申込み(有効期限：6月)、7月以降も選考継続を希望する場合
⇒7月入所の申込受付締切日(5月18日)までに要件書類の提出が必要
- ・ 入所を希望する施設を変更または追加する場合は、希望先変更期間内(P.58参照)に、窓口または電話で申請してください。期間外での変更受付はできません。
- ・ 0歳クラスは入所希望月の1日時点で受入月齢に達していることが必要です。受入月齢は施設ごとに異なりますので、施設情報一覧(P.31~44)をご確認ください。
- ・ 4歳から5歳へ進級する際、施設によっては定員に限りがあるため、改めて申込みが必要な場合があります。
希望者多数の場合は選考を行います。また、選考の際は在園児が優先となります。
- ・ 受入可能枠を那覇市ホームページで公開しています。※保育施設の定員と受入可能枠は異なります。
(例:A保育園1歳クラスの定員は15人だが、0歳クラスから進級する児童が9人いるので新規受入枠は6人)